ライオンズクラブ国際協会

３３３－Ｃ地区　キャビネット事務局

　　　　　 　 　http://lionsclub333c.org/

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館 4F 　℡043-243-2528

Ｇ発１８－０６８

２０１８年１０月１９日

各ライオンズクラブ会長・幹事　様

ライオンズクラブ国際協会３３３－Ｃ地区

地区ガバナー・ＬＣＩＦ地区コーディネーター

Ｌ木村　英俊

地区ＬＣＩＦ委員長　Ｌ飯塚　𠀋夫

**２０１８－２０１９年度ＬＣＩＦ地区およびクラブシェアリング交付金について**

拝啓　益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

　さて、２０１８年１月ＬＣＩＦ理事会で承認され、２０１８－２０１９年度から新たに設置された「地区およびクラブシェアリング交付金（アルファベットでの略称はＤＣＧ）について、その目的、申請手順等をお知らせいたします。

　尚、今回お知らせする交付金は、**前年度（２０１７－２０１８年度）の無指定でいただいた寄付金額**に応じて、地区やクラブが行う人道支援事業に対して申請により交付されます。交付可能額は、寄付金額の１５％ですが、申請資格の最低累計寄付額は、クラブの場合は５,０００ドル、地区の場合は１０,０００ドルとなっております。この度、３３３－Ｃ地区で申請資格を満たしている１０クラブ名と交付可能額が通達されましたので下記に記載いたしました。

　このプログラムは、ＬＣＩＦに寄せられた無指定寄付金の１５％がＤＣＧを通じて、クラブや地区レベルで自分たちの事業の資金源となる交付金としても使用可能です。以下ＤＣＧの目的、申請手順の説明と交付金申請書を添付しておりますので、貴クラブ会員の皆様に周知の程お願い申し上げます。

敬具

**◎２０１８―２０１９年度地区およびクラブシェアリング交付金**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **地区（リジョン）** | **クラブ名** | **無指定寄付金額累計** | **交付可能額** |
| Ｄistrict ３３３c |  | ＄１８８,０６４．３１ | ＄１５,４２６．９９ |
| ２Ｒ－１Ｚ | 松戸ユーカリＬＣ | ＄６,５００．００ | ＄９７５．００ |
| ４Ｒ－１Ｚ | 船橋中央ＬＣ | ＄９,７１７．７０ | ＄１,４５７．６６ |
| 〃 | 船橋翼ＬＣ | ＄１０,１００．００ | ＄１,５１５．００ |
| ７Ｒ－１Ｚ | 市原ＬＣ | ＄６,５４０．００ | ＄９８１．００ |
| ９Ｒ－１Ｚ | 佐原ＬＣ | ＄５,１６０．００ | ＄７７４．００ |
| ９Ｒ－２Ｚ | 総武中央ＬＣ | ＄５,７２０．００ | ＄８５８．００ |
| 〃 | 大栄ＬＣ | ＄５,５００．００ | ＄８２５．００ |
| 〃 | 光ＬＣ | ＄１０,６００．００ | ＄１,５９０．００ |
| ９Ｒ－３Ｚ | 飯岡ＬＣ | ＄１４,６６０．００ | ＄２,１９９．００ |
| 〃 | 銚子ウエストポートＬＣ | ＄１０,７２０．００ | ＄１,６０８．００ |

**◎目的について**

**地区及びクラブシェアリング交付金（DCG）**は、コミュニティにおけるライオンズの人道奉仕活動を支援する新しい交付金です。DCGはクラブ及び地区から財団への寄付金の一部をクラブと地区の資金源として提供することで、ライオンズからLCIFへの寄付を奨励し、財団の重点分野に沿った奉仕活動を促進するプログラムです。事業は全て LCIFの承認を得る必要があります。

クラブ、地区のどちらでも申請可能です。用途無指定でいただいた寄付金の内15％がDCG用資金としてプールされます。**用途指定寄付、または災害援助、青少年、視力など用途が限定されている寄付金は、地区またはクラブがこのプログラムで利用可能な資金決定の際に含まれません。**

**また、LCIF理事会の決定により、10万ドル以上の寄付を誓約したキャンペーン100「リードギフト」に対しては、その寄付の使途を指定していただくことが可能です。今回の交付可能額には含まれていませんが、今後追加・変更などが生じましたらお知らせいたします。**

複合地区はDCGプログラムの対象とはなりません。

DCGプログラムを通じて、地区及びクラブが寄付金15％を利用可能な資金としてプールするには、最低累計寄付額を満たす必要があります。

**•地区の場合、最低累計寄付額は会計年度につき10,000ドル**

**•クラブの場合、最低累計寄付額は会計年度につき5,000ドル**

プログラムの受給要件を満たす地区及びクラブは、地区及びクラブシェアリング交付金申請書を提出し、支給された交付金を活用して地域の事業を実施する、またはその他のLCIF交付金プログラム申請の現地マッチング資金の一部として利用することが可能です。

通常LCIF交付金では認められない個人を対象とした事業（例：奨学金・個人の使用に提供する盲導犬・美化事業やイベント）でも対象となることができます。また、クラブや地区が支援する他の組織へ資金援助するために使用することも可能です。

**◎交付可能額について**

クラブは交付可能額をクラブで活用するために保持する、または所属地区に委譲し、地区の交付可能額に算入することも可能です。

今年度中に確保された交付可能額は、受給要件を満たす地区またはクラブでその翌会計年度に利用可能です。地区及びクラブが獲得した 交付可能額は15年間保持することが可能です。15年間で活用されなかった場合は順次失効し、LCIFの資金として返還されます。

地区またはクラブが申請できる交付可能額は、受給要件を満たす地区またはクラブからの前年度の寄付額と、それ以前の年度から繰り越されている資金の合計から、その地区またはクラブが過去に交付を受けた金額を差し引いた金額で決定されます。

年度初めに地区及びクラブシェアリング交付金の受給対象となる地区またはクラブに交付可能額を通達します。

また、交付可能残高は、LCIF本部が記録をし、毎年度前年分からの残高も含め通知するほか、いつでも必要に応じて現在の残高をお答えします。このリストにある金額には、指定献金等でLCIFへの寄付であっても参入されていない場合があるため、各クラブや地区で把握されている数字と一致していないことがあります。リストの金額に関してご質問がある場合、LCIF寄付サービス課（日本担当：大石豊　[LCIFjapan@lionsclubs.org](mailto:LCIFjapan@lionsclubs.org) ）　　　　にご確認ください。

地区としての申請可能額には受給対象の各クラブの可能額も含めることができますが、各クラブの意思を確認せずに、各クラブ交付可能額を含んだ金額を申請することはできません。地区の交付可能額として表示されている金額は、各クラブの申請の有無にかかわらず地区が事業のために申請することが可能な金額ということになります。

交付可能額を全額使用する必要はありません。複数回、複数の事業に申請をすることが可能です。

複数のクラブがまとまった一つの事業のために交付申請することもできます。

ある年度に最低基準額を満たすことができなかった場合には、その翌年度に新たに交付可能額が加算されることはありませんが、その以前の年度に獲得した交付可能額の残高から、交付金申請をすることは可能です。

**◎申請手順について**

1.この交付金を使用するライオンズの事業は重要な人道的ニーズに応え、奉仕するコミュニティにおいてライオンズの存在を際立たせるような事業でなければなりません。

2.申請は随時受け付けられ、LCIF地区及びクラブシェアリング交付金申請書に**事業の提案内容を記載し、提出する必要があります。**

記載の際は申請書をよく読んで、申請用書式を使って簡潔に内容を記入し、必要な添付書類をつけて書類を作成してください。また、事業名には「英語の事業名」も併記して下さい。 本部側で交付金番号を速やかに発行することができます。

クラブからの申請の場合は必ずキャビネット事務局に書類を提出して、LCIF地区コーディネーターのチェックを受けて下さい。また地区からの場合は、複合事務局に提出して複合コーディネーターのチェックを受けて下さい。キャビネット事務局または複合事務局からOSEAL調整事務局にメール添付またはリンク添付の形で提出されます。

**また、申請書には下記４の会議議事録の添付も必要です。**

3.交付金の申請上限額は、受給要件を満たすLCIFへの寄付金によってもたらされた、その地区またはクラブの現在の交付可能資金残高に基づいて決定されます。

4.交付可能資金残高がある地区またはクラブであれば、交付金申請書の提出が可能です。**地区が提出する申請書には、現地区ガバナーの署 名と現地区キャビネットの決議による承認が必要です。クラブの申請書には、現クラブ会長の署名と現クラブ理事会の決議による承認が必要です。申請が承認された際の適切な会議議事録**を申請書と合わせて必ず提出して下さい。

**地区申請の場合は「キャビネット会議議事録」クラブ申請の場合は「クラブ会議議事録」などですが「その事業実施のためにシェアリング交付金を活用するため申請することが承認されたことが明記されたものであること」が必要です。**

5.DCGの申請書は処理に必要な時間を考慮して、**事業開始の少なくとも90日前までに**LCIFに提出して下さい。

6.ライオンズまたはその家族は、DCG事業の直接または職業上の恩恵を受けたり、LCIFの援助を受ける事業から独占的な利益を受けたりしてはなりません。

7.DCGの交付事業は**、PR活動や看板、プラークの設置等を通してライオンズとLCIFの支援を受けて事業が実施されたことを明示する必要が あります。**

**8.事業が完了した際には、交付金の受給者はDCGの使途と事業の成果を詳細に記した報告書を４５日以内に提出してください。作成の際は「地区及びクラブシェアリング交付金報告書」に記された説明とガイドラインをよくご確認の上、「地区及びクラブシェアリング交付金報告書記入用書式」をご利用ください。 なお、領収書やレシートの添付は不要ですが、LCIFから要請された場合提出できるように保管しておいてください。**

報告書がLCIFに受理されれば終了となります。

9.財団による特別な指示がない限り、**LCIFの承認から1年以内に事業を完了する必要があります。**

以上、お知らせ申し上げます。

新しいプログラムのため、今後も検討される部分もあるかと思われます。

ご理解、ご協力をお願い申し上げますとともに、多くのクラブがご活用いただければと思います。

◎ご質問がございましたら

地区ガバナー・LCIF地区コーディネーター Ｌ木村 英俊、　地区LCIF委員長 Ｌ飯塚　𠀋夫

までお問い合わせください。

※「地区及びクラブシェアリング交付金申請書」「地区及びクラブシェアリング交付金報告書」は

地区ホームページに掲載いたします。



**地区及びクラブシェアリング交付金申請書**

**セクション１　申請の概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請年月日 | 年　　　月　　　日 | |  |
| 申請地区名 |  | |  |
| 申請クラブ名  （地区で申請する場合は記入不要） |  | | |
| 記入責任者氏名と連絡先  ※LCIFや所属地区のリーダーからの内容確認に対応できる連絡先を記入 | 氏　名 | 電話  Eメール | |
| １．事業名 |  | | |
| ２．事業実施場所  (市町村名、住所など) |  | | |
| ３．LCIFへの申請額(ドル) |  | | |
| ４．この事業で直接的に奉仕を受ける人々の数 |  | | |
| ５．この事業を通して取り組む社会的な課題（複数ある場合には箇条書きで簡潔に）  □添付補足参考資料あり。  （ある場合は□にチェック） |  | | |
| ６．事業の進め方（協力する団体等があればその情報も記入） |  | | |
| ７．スケジュールと計画 | | | |
| * \_\_\_\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_\_\_\_月頃 * \_\_\_\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_\_\_\_月頃 * \_\_\_\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_\_\_\_月頃 * \_\_\_\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_\_\_\_月頃 | | | |

**セクション２**　**事業予算　下記の表を用いて事業全般の項目別予算を記入して下さい。**

※必要に応じて行を増やしてかまいません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収　入  (交付金のほか、他の団体等からの収入、クラブや地区が資金獲得事業等で得る収入等、この事業で使用する全収入予算を記入) | | 支　出  (左に記入する収入を使用してこの事業のために行う全支出を項目別に記入) | |
| DCG申請額 | ドル | 1. | ドル |
|  |  | 2. |  |
| その他収入源  1. | ドル | 3. |  |
| 2. |  | 4. |  |
| 3. |  | 5. |  |
| 4. |  | 6. |  |
| 5. |  | 7. |  |
| 6. |  | 8. |  |
| 合計 | ドル | 合計 | ドル |

**セクション３　申請の承認**

|  |  |
| --- | --- |
| １．クラブの承認  クラブ申請の場合のみ | □　当交付金申請が審議され、承認されたクラブ会議議事録の写しを添付。なお、申請金額が議事録に明記されていること。 |
| ２．地区の承認  地区申請の場合のみ | □　当交付金申請が審議され、承認された地区キャビネット会議議録の写しを添付。なお、申請金額が議事録に明記されていること。 |
| ３．署名による承認  クラブが申請する場合にはクラブ会長が、地区が申請する場合には、地区ガバナーが署名し、 交付金管理責任者となります。 | 「私はLCIFのDCG申請書を精査したことをここに証明します。私が知る限りにおいて、提出される情報は正確であり、記載された通りのニーズが存在します。私はこの提案書を承認し、交付金の適正かつ効果的な利用、 適正な会計報告、ライオンズクラブ国際財団への報告責任を担保するため、支給される交付金全額の管理責任者として出来る限りのことをいたします。」  地区ガバナーまたはクラブ会長の署名  地区ガバナーまたはクラブ会長の氏名（活字体で記入）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　）  地区名またはクラブ名（クラブの場合はクラブ番号）      所属地区LCIFコーディネーター審査　□＿＿＿＿＿＿＿ |

* この交付金申請書は、事業の開始予定日より、少なくとも90日前にLCIFに提出が必要です。LCIF提出に先立ち、LCIF地区コーディネーターとLCIF複合地区コーディネーターが事前審査を行います。
* 提出先　各地区キャビネット事務局付　LCIF・地区コーディネーターあて
* 交付可能残高の問い合わせと確認　LCIF寄付サービス課　[lcifjapan@lionsclubs.org](mailto:lcifjapan@lionsclubs.org)



**地区及びクラブシェアリング交付金報告書**

**事業完了から45日以内にご提出ください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| LCIF交付金番号 |  | | |
| 交付金事業開始日 | 年　　　月　　　日 | |  |
| 交付金事業完了日 | 年　　　月　　　日 | |  |
| 地区名 |  | |  |
| クラブ名  （地区実施事業の場合は記入不要） |  | | |
| 記入責任者氏名と連絡先  ※LCIFや所属地区のリーダーからの内容確認に対応できる連絡先を記入 | 氏　名 | 電話  Eメール | |
| 事業名 |  | | |
| 事業実施場所  (市町村名、住所など) |  | | |
| LCIFからの交付金額 |  | | |
| 交付金のインパクト（効果） |  | | |
| この事業で直接的に奉仕を受ける人々（受益者）の数 |  | | |
| 直接的な受益者数の算出の方法（計算式など）を記入してください。 |  | | |
| この事業での、間接的な受益者の数 |  | | |
| 間接的な受益者数の算出の方法を記入してください。 |  | | |
| 事業の効果は、長期的か、短期的か、もし、長期的なものであれば、今後数年間で受益者はどのおように増えるかも想定してください。 |  | | |
| 事業の効果は実施する前と比較して予想通りだったか、予想を上回ったか、下回ったか、記入してください。 |  | | |
| **社会的な効果に関する報告** |  | | |
| この事業を行うに至った地域の状況  【箇条書きで簡潔に】 |  | | |
| 具体的に行った活動  【箇条書きで簡潔に】 |  | | |
| 事業を計画した際の目的は達成されましたか？ |  | | |
| 事業実施に当たっての制約や困難、今後への改善点など【箇条書きで簡潔に） |  | | |
| 事業に直接関わり、活動したライオンズの人数 |  | | |

**会計報告【支出】**下記の表を用いて、LCIFからの交付金と、クラブや地区などからの拠出金が事業のためにどのように使われたか正確に記入してください。全般の項目別予算を記入して下さい。LCIFに要請された場合提出できるように、領収書やレシートは保管しておいてください。

※必要に応じて行を増やしてかまいません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 支払相手先名 | 金額 | 支払い内容（たくさんの品目がある場合には概要で構いません。例：「事務用消耗品」など） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**LCIF事業であることの明示の証明と報告書の承認**

|  |  |
| --- | --- |
| LCIF事業であることの明示 | □　事業が有形物を伴う場合には、それがLCIFによって実現されたことを示す表記がなされていることを確かめられる写真を添付してください。（添付されている場合はチェックしてください） |
| 広報活動 | □　事業の受益者の様子をとらえた写真と、該当する場合には交付金が充てられた資材/建物の写真をこの報告書に添付して報告してください。（添付されている場合チェックしてください） |
| ３．報告書の署名による承認  クラブが申請した場合にはクラブ会長が、地区が申請する場合には、地区ガバナーが署名し、 交付金管理責任者となります。 | * 交付金を受けた地区またはクラブが最終報告書を確認し、LCIFへの提出を承認したことを、キャビネット会議の議事録またはクラブ例会の議事録を添えることにより立証してください。【添付されている場合チェックしてください】   地区ガバナーまたはクラブ会長の署名  地区ガバナーまたはクラブ会長の氏名（活字体で記入）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　）  地区名またはクラブ名（クラブの場合はクラブ番号）      所属地区LCIFコーディネーターによる承認  □＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |

* クラブは必ず、提出先　各地区キャビネット事務局付　LCIF・地区コーディネーターあてにまず報告書を提出してください。
* 地区コーディネーターは、キャビネット事務局経由もしくはMDコーディネーター経由でオセアル調整事務局にEメールへの添付として提出してください。添付の写真や書式も同じメールに添付して提出してください。提出先：OSEAL＠lionsclubs.org